

障害者活躍推進計画

機関名	甲良町
任命権者	甲良町長
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
甲良町における障害者雇用に関する課題	甲良町では、重度身体障害者1名、身体障害者2名、精神障害者1名が在籍し、法定雇用率を達成しており、大きな問題は生じていない。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上(R7:2.8%、R8:2.8%、R9：3.0%予定) （参考）令和7年1月1日時点の実雇用率2.91% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する ○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、選任しようとする者に対し、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4.その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。